

放っておいて、大丈夫ですか？

「父が亡くなつて遺品を整理していたら、父が借金をしていることがわかりました」、「市役所から私宛に、亡くなった兄弟の固定資産税納付の請求が来ました」等という相談がよくあります。

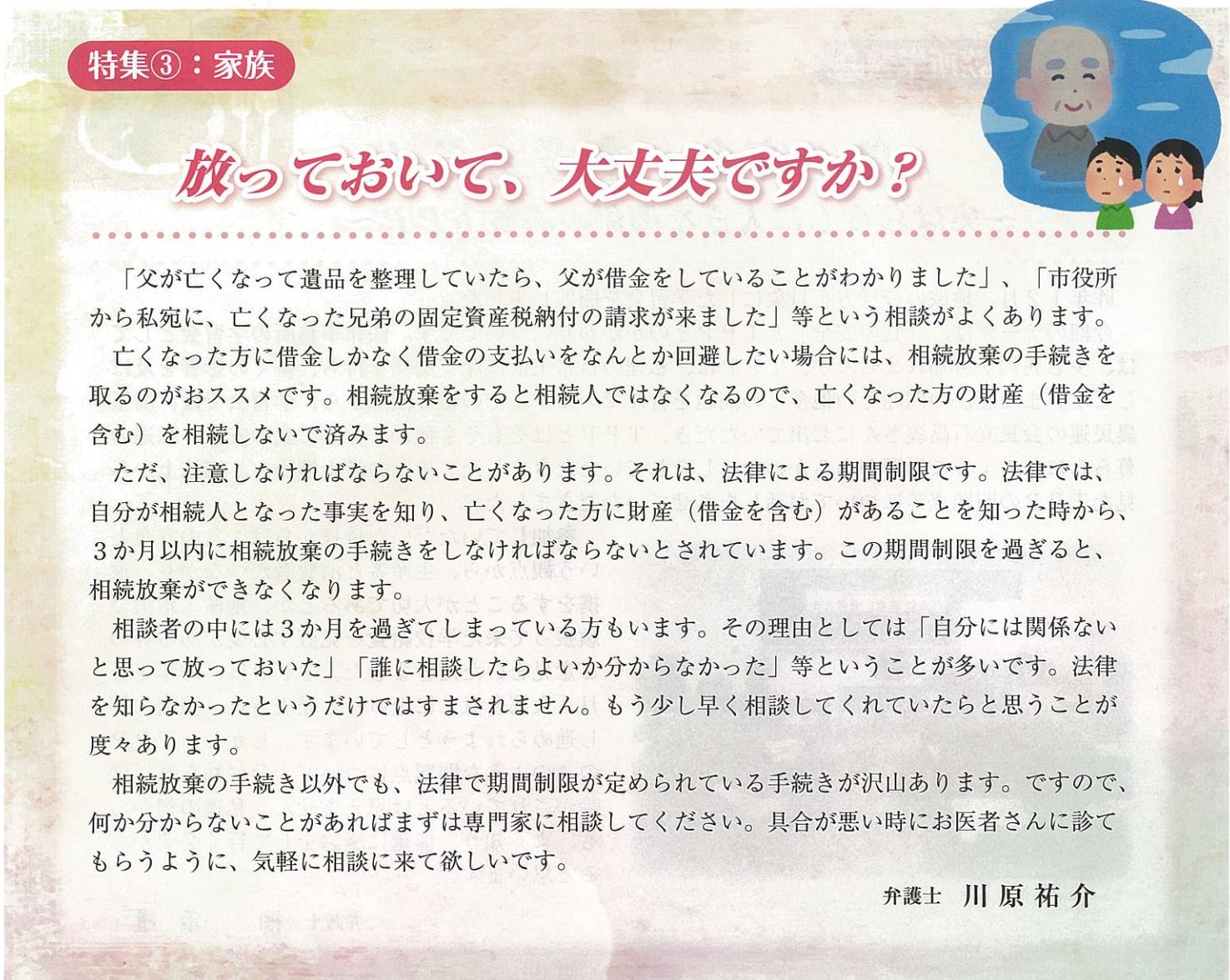
亡くなつた方に借金しかなく借金の支払いをなんとか回避したい場合には、相続放棄の手続きを取るのがおススメです。相続放棄をすると相続人ではなくなるので、亡くなつた方の財産（借金を含む）を相続しないで済みます。

ただ、注意しなければならないことがあります。それは、法律による期間制限です。法律では、自分が相続人となった事実を知り、亡くなつた方に財産（借金を含む）があることを知った時から、3か月以内に相続放棄の手続きをしなければならないとされています。この期間制限を過ぎると、相続放棄ができなくなります。

相談者の中には3か月を過ぎてしまつていてもいます。その理由としては「自分には関係ないと思って放っておいた」「誰に相談したらよいか分からなかった」等ということが多いです。法律を知らなかつたというだけではすまされません。もう少し早く相談してくれていたらと思うことがあります。

相続放棄の手続き以外でも、法律で期間制限が定められている手続きが沢山あります。ですので、何か分からなつたことはまずは専門家に相談してください。具合が悪い時にお医者さんに診てもらうように、気軽に相談に来て欲しいです。

弁護士 川原祐介



Information

事務所案内

■ 東武スカイツリーライン松原団地駅西口～徒歩3分
■ 駐車場はございませんので近くのコインパーキングをご利用ください。
TEL.048-946-1730

●法律相談のご案内

法律に関する問題で困つたことがありましたら、お気軽にご相談ください。
相談は予約制になっております。お電話にてお問合せください。
相談予定日はホームページでもご案内しております。
電話番号 048-946-1730
受付時間 祝日を除く月～金
午前9時30分～午後5時30分
※法律相談は原則30分5,400円(税込)です。
※子どもの問題のご相談は無料です。
※法テラスの法律扶助制度が利用できます。

●ホームページ更新中

事務所ホームページにて、弁護士費用やご相談の流れなどをご案内しています。法律相談日や事務所主催の学習会の案内などの新着情報も随時更新しています。
また事務所公式フェイスブックにて日常のちょっとしたことについて弁護士が書き綴っております。ぜひご覧ください。

ホームページも是非ご覧ください。 [\[独協法律\]](#) [\[検索\]](#)



Photo : Takeshi Nomura

獨協地域と子ども法律事務所

2016.4
vol.9

ご挨拶

獨協大学法科大学院を卒業し、事務所で活躍してきた中原潤一弁護士が、当事務所から独立し、埼玉県さいたま市で頑張つて行くことになりました。お世話になった皆様方に感謝をするとともに、中原弁護士の今後の活躍を祈りたいと思います。

多くの法曹を育ててきました獨協大学法科大学院は、2017年3月で終了になります。しかしながら法律事務所は、獨協大学地域と子どもリーガルサービスセンターとともに、子どもの人権、権利救済等に力点を置きつつ、地域に生活し仕事をする皆様のよき相談相手、権利擁護者として、これからも存続、発展をしてまいります。

日本国憲法は、いろいろな意味で危機を迎えています。法律家としての原点を忘れずに、更に頑張つてまいりたいと思います。

所長
弁護士 柳重雄



CONTENTS

- 特集①少年事件における被害者代理人
- 特集②食の安全を考える (TTP学習会報告)
- 特集③放つておいて大丈夫ですか？ (期間制限にご注意を)
- 弁護士近況報告
- インフォメーション (法律相談のご案内)

特集①：少年事件

少年事件における被害者代理人



少年法は、その少年自身が罪を犯してしまったことを、その少年のみならず、家族、社会の観点から科学的に調査、分析して、その処遇に生かしながら少年の更生（立ち直り）を図ります。出生時や、それ以前の家族のルーツに遡って調査をすることもあり、情報は法律によってガードされています。傍聴についても、少年審判は人の死亡などの重大な結果が伴う一部の事件のみの傍聴が許されているにすぎません。それ以外の傷害事件、窃盗事件、名誉毀損事件などの多くの罪については、被害者は情報を集めたり、被害の実情や意見を伝えることが難しくなりますが、その手段がないわけでもありません。

その手段としては、捜査機関（警察・検察）が作った記録の閲覧・謄写、意見の陳述、被害者に対する説明などがあります。ただし、私自身が被害者側の代理人になって感じたのは、(1)その制度を利用する度に、書面による申出が必要とされるなど使いにくいこと、(2)審判の期日の前に意見を伝えたいとしても、被害者の都合に配慮した期日設定がなされるとは限らないこと、(3)被害者に対する説明についても運用によっては、書面での結果の報告になってしまい、少年やその保護者の気持ちにこたえるものではなくなってしまうこと、(4)代理人がいないとわかりにくい制度である、などがあります。

少年事件では、加害者のみならず、被害者も同年代の少年であることがあります。被害者となった少年にとっては、何が原因で被害にあったのか、そして自分のつらい気持ちについて、審判でどのように反映され、どれだけ貴重なものとして扱われるかが重要で、その少年の立ち直りのためには大切になります。弁護士が、被害者の代理人となり、働きかけることによって、裁判所の運営内容が変わることもあり、少年被害者の被害救済に弁護士が貢献できる機会があることも知っています。

弁護士 井原正則

特集②：事務所学習会

「食の安全」を考える！ ～実は暮らしに大きな関係のあるTPP～



昨年12月、地域の皆様方を対象にした学習会を開催しました。

今回のテーマは、「食の安全」とTPPとのかかわりについてです。法律事務所の学習会としては、少し異例かも知れませんが、TPPは、私たちの日常生活に深く関係を持ち、多くの影響を及ぼします。また憲法の問題その他多くの問題を含んでいます。その様な観点から、学習会では、埼玉農民連の会長立石昌義さんにお出でいただき、TPPとはそもそも何か、そして食の安全、私たちの暮らしにどのような影響があるかのお話ををしていただきました。また弁護士柳から、憲法上から見たTPPの問題点等についてお話をさせていただきました。



参加していただいた皆様からは、食の安全という観点から、生産者と消費者がつながり、連携をすることが大切であるとか、地産・地消で頑張って来た学校給食を見直す必要がある等のご意見をいただきました。TPPは、昨年10月「大筋合意」に至ったと発表され、強引に押し進められようとしています。しかし、TPPのこのような問題点について十分に知られ、議論がされているとは思えません。私たちの側からも、よく知り、慎重に議論をして行く必要があると思います。

弁護士 柳 重雄

弁護士近況報告

再び歴史の曲がり角で



安保法制が強行採決をされました。日本の歴史は、憲法9条の歯止めのものと海外で戦争をしない国から、「戦争をする国」に曲がってしまったのでしょうか。そのことがとても気にかかります。

しかし、私だけではなくて、日本国中に、戦争法は廃止、立憲主義を守ろう、やっぱり戦争する国にしてはいけないと声をあげている人達が数限りなくいることが実感できました。私自身と同じ思いをしている人達がこれだけいるのだと思います。これらの人達とともに、今年1年頑張りたいと思います。

格別な時間



私は、二人の男の子がおり、この4月で小学4年生と2年生になります。私は、体温が妻よりも高いためか、冬の寒い日には子どもたちが、「暖房、暖房」といながらすり寄ってきて、布団に潜り込んでいます。左右を子どもに囲められてしまうと、寝返りすら

うてなくて、朝起きると体がぱりぱりとなってしまうことがあります。朝起きたときに横にある子どもの寝顔を眺めるのは格別な時間です。朝の5分、この幸せな時間をもう少しだけ楽しみたいと思います。

一年を振り返って



いじめの問題に多く関わった一年でした。一昨年より引き続いている天童市の女子中学生の自殺事件の第三者調査委員会で報告書をまとめました。自殺事件の検証作業は、責任もあり、つらいものであります。

あわせて、日弁連子どもの権利委員会幹事として、いじめ問題対策PTで、たくさん発言の機会をいただきました。昨年11月には、同委員会編『子どものいじめ問題ハンドブック』(明石書店)が出版されました。その中で、この間考えてきたことを、できるだけ平易な形で書かせていました。また、「九条俳句訴訟」の代理人もつめることとなりました。今の時代状況の中で、とても大切な訴訟だと感じています。

視野を広げてリフレッシュ



昨年より剣道を始めました。

初心者ですが、稽古に集中するととても爽快感を味わえます。また、稽古後の飲み会では色々な業界の人と交流を持つことができ、とても刺激を受けています。普段聞けない業界の話を聞けるのは興味深いですし、社会

問題が話題になると色々な視点で話し合えるので視野が広がります。剣道でリフレッシュして仕事を充実できたら良いなと思っていますし、息子が大きくなったら一緒に剣道を楽しみたいです。

お世話になりました ～新事務所を開設しました～



獨協地域と子ども法律事務所での4年間の執務を経て、平成28年1月浦和にて「ルミナス法律事務所」を開設いたしました。同事務所には、「被疑者・被告人に光を照らす」という意味が込められております。刑事専門事務所として、埼玉の司法司法のより良い発

展に貢献できればと考えております。

獨協地域と子ども法律事務所在職中は、先生方、事務局の皆様をはじめ、ご支援いただいた全ての方々に大変お世話になりました。今後とも、獨協地域と子ども法律事務所をよろしくお願い申し上げます。